

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第21条第2項において準用する都市計画法第20条第2項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）公園

2・2・336号 京口門公園

2 都市計画を決定する土地の区域

広島市中区八丁堀

3 縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 都市計画課